

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三木市長 仲田 一彦

市町村名 (市町村コード)	兵庫県三木市 (28215)	
地域名 (地域内農業集落名)	吉川町 (市野瀬)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月31日、令和6年11月23日 (第1~2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・農家戸数は57戸で、内、42戸が酒米「山田錦」を中心とした水稲経営を行っている。
- ・認定農業者2経営体(「(農)よかわトンプ」、大規模農家)が、一部の農地で集積を行っている。
- ・4件の農家が、農業機械を持ち寄り、田植え、刈取、乾燥調製の各作業について、共同利用と共同作業を行っている。
- ・Uターン就農者が、稲作の大規模経営を目指し認定新規就農者に認定され、将来の認定農業者候補となっている。
- ・意向調査回答者57名の内、39名(68%)が、65歳以上と高齢化が進んでいる。また、規模拡大志向農家が3名いる一方、27名が規模縮小や離農意向を有しており、今後の地域農業のあり方や将来の担い手対策、農地利用についての検討が必要になっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稲栽培は、引き続き、山田錦を核に、個別完結型の営農を進める。また、道の駅構想等も踏まえ、水稲以外の地域の特産品育成も検討する。
- ・空き農地が発生した場合は、認定新規就農者や規模拡大志向農家等への集積を基本とした農地利用をすすめる。
- ・地区内の若手後継者に対し、大型特殊免許の取得を進めるとともに、機械作業にも慣れてもらいながら将来の担い手を育成する。
- ・労働力の確保が難しい状況であるが、農業機械代の高騰や高齢化に対応した集落農業の新たな仕組みとして近隣集落を含めた組織化を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	54.30 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	54.30 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業委員、農地利用最適化推進員と調整し、担い手を中心に農地バンクを通じた集積・集約化をすすめる。
(2)農地中間管理機構の活用方針
中間管理事業制度を地区内農家に周知を行いながら、現在の利用権設定や、今後の規模縮小に伴う権利設定は、中間管理事業を活用するよう誘導する。
(3)基盤整備事業への取組方針
ほ場整備は完了している。 今後、担い手の作業効率向上を図るため、農地所有者の合意のもと、畦畔を除去などほ場の大区画化を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市野瀬集落において、新規就農者等就農を希望する者がある場合は、地域の貴重な担い手として受け入れられるルールを作り、三木市や加西農業改良普及センター、JAみのりとも連携し、多様な担い手確保に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
良質な山田錦生産に欠かせない病害虫の仕上げ防除や乾燥調製作業について、JAみのりに委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
- ③今後、大規模農家等が機械更新・導入する際には、作業の効率化を図るため、スマート農業技術の導入を進める。
- ⑦多面的機能支払交付金等の活用により、農地、水路、法面等の保全を進め、継続的な農業生産や快適な住環境づくりに取り組む。